

大 会 日 程

第1日目 10月1日(金)

(12:30会場)
13:00
16:30

公開シンポジウム
中央図書館地下 多目的ホール

第2日目 10月2日(土)

9:00 受付 34号館中央エスカレーター前

10:00

自由報告A
34号館3階14番教室

12:30

自由報告B
34号館3階15番教室

昼 休 み

13:50

テーマ
セッション
A
34号館
3階
15番教室

テーマ
セッション
B
34号館
3階
16番教室

テーマ
セッション
C
34号館
3階
3番教室

テーマ
セッション
D
34号館
3階
5番教室

テーマ
セッション
E
34号館
3階
4番教室

テーマ
セッション
F
34号館
3階
14番教室

16:50

総 会 34号館1番教室

17:40

18:00

懇 親 会 34号館10階
スカイラウンジ

第3日目 10月3日(日)

9:00 受付 34号館中央エスカレーター前

10:00

自由報告C
34号館14番教室

12:30

自由報告D
34号館15番教室

昼 休 み

13:50

シンポジウム

34号館1番教室

17:20

閉会式

34号館1番教室

会員控室

34号館2番教室

理 事 会	1日(金)	17:00 - 19:00	柴田会館 3階会議室
編集委員会	2日(土)	12:30 - 13:50	34号館 13番教室
研究委員会	3日(日)	12:30 - 13:50	34号館 13番教室

テーマセッションの打ち合わせ2日(土)昼休み

セッションA: 7番教室、セッションB: 8番教室、セッションC: 9番教室

セッションD: 10番教室、セッションE: 11番教室、セッションF: 12番教室

2日(土)

10:00-12:30

自由報告A

34号館3階14番教室

司会：大多和 直樹（東京大学）
緑川 徹（江戸川大学）

A 1 少年院における矯正教育の構造に関する研究（1）

○伊藤 茂樹（駒澤大学）
○五味 靖（中央大学大学院）

本報告は、2009年11月から12月にかけて全国の医療少年院を除く47少年院において実施した「矯正教育の実態と職員の意識に関する調査」（職員対象）及び「生活と意識に関する調査」（在院少年対象）に基づくものである。少年と職員への全数調査による基礎集計から、それぞれが持つ諸特徴をはじめ、非行や更生に対する意識を概観し、今日の少年院における矯正教育の実態と諸特徴を明らかにすることを試みる。

A 2 少年院における矯正教育の構造に関する研究（2）

○後藤 弘子（千葉大学）
○村山 拓（東京大学大学院）
○山本 功（淑徳大学）

本報告は、2009年11月から12月にかけて、矯正職員に対して実施した調査「矯正教育の実態と職員の意識に関する調査」に基づき、非行原因や更生についての矯正職員の意識を検討することをねらいとする。調査結果に即して、矯正職員が、少年非行の原因や非行少年の変容をどのようなものとして認識しているのか、また各教育プログラムの効果や指導上の力点をどのような点においているのかを中心に明らかにしたい。

A 3 少年院における矯正教育の構造に関する研究（3）

○仲野 由佳理（東京学芸大学大学院）
○山本 宏樹（一橋大学大学院）
○土井 隆義（筑波大学）

本報告の目的は、2009年11月から12月にかけて、医療少年院を除く47の少年院在院中の少年全員を対象として実施した「生活と意識に関する調査」の結果から、我が国の少年院在院中の少年の社会的背景や意識、少年院での生活の一端について明らかにすることである。特に、在院少年の家庭背景や入院に至るまでの過程の全体像を描き、性別・処遇別に検討することで、彼ら／彼女らがどのような存在であるかを明らかにしたい。

A 4 少年院における法教育の可能性

○山本 聰（神奈川工科大学）

少年施設では、犯罪や非行を契機として社会から少年を取り出し、他律的な環境の中で生活習慣、自己内省、善悪判断、就労支援などの教育が行われる。だが、依然として排斥的・自己責任社会では、復帰した少年と家族の前途は厳しい。来年度より実施される「法教育」は、制度と現実のギャップや自己と他者の権利の調整の重要性を学ぶ。法的なものの見方を養うことには、普通教育の現場だけでなく少年矯正施設でも共有されるべきだろう。

2日(土)

10:00—12:30

自由報告B

34号館3階15番教室

司会 : 大庭 絵里 (神奈川大学)
岡邊 健 (科学警察研究所)

B1 犯罪理論の「前提」をテストする

—セルフコントロールセオリーの適用性に対するコンテキストの影響—

○津富 宏 (静岡県立大学)
上田 光明 (大阪商業大学)

多くの犯罪理論は、コンセンサスモデルかコンフリクトモデルかといった、社会における規範のあり方についての「前提」を有しているので、その前提によって理論の当てはまりも異なるはずであるが、既存の研究ではそのような社会的コンテキストの影響は考慮されてこなかった。本報告では、セルフコントロールセオリーを取り上げ、コンテキストによって理論の適用性がどの程度変化するのかを、実際のデータを使って検証する。

B2 メディアへの接触が体感治安と厳罰化の意見に与える影響の分析

○上田 光明 (大阪商業大学)
佐々木 尚之 (大阪商業大学)
宍戸 邦章 (大阪商業大学)

日本は、国際的に見ても低い犯罪率を維持しているのとは対照的に、国民の犯罪不安感は総じて高い。本報告は、この原因がメディアによる凶悪犯罪の過剰報道であるとする主張と、体感治安の低下が日本社会全体の厳罰化志向をもたらしているとする主張に着目し、これら《メディアへの接触》、《体感治安》、《厳罰化への意見》の関連を、全国調査である JGSS-2008 の実際のデータを用いて調べるものである。

B3 少年の殺人事件発生率に及ぼす完全失業率の犯罪動機・機会効果

遊間 義一 (兵庫教育大学)

Cantor と Land (1985) の理論 (C-L 理論) 及び Greenberg (2001) と遊間 (2009) の数理モデルに基づいて、日本の少年による殺人事件発生率の原系列に対する完全失業率の犯罪動機効果と犯罪機会効果について、1974 年から 2006 年までの年次時系列データを用いて検証した。その結果、中間少年においても年長少年においても、犯罪機会効果は、C-L 理論とは異なり、正で有意な犯罪促進効果を有しており、犯罪動機効果は年長少年にだけしか認められなかった。

B4 「安心・安全まちづくり活動」の成果向上をもたらす要因についての研究

竹中 祐二 (京都府立大学大学院)

2000 年代から各地で展開されている「安心・安全まちづくり活動」は、積極的な活動実践という事実そのものが高く評価される反面、活動成果としての犯罪予防や地域社会の活性化などについてはあまり研究対象とされていない。さらに、活動の具体的成果が見えてこないことを原因とする地域住民の活動疲れの声も一部では聞かれている。そこで、本報告では「安心・安全まちづくり活動」の成果向上をもたらす要因を探っていきたい。

2日(土)

13:50—16:50

テーマセッションA

34号館3階15番教室

リカバリーとしての更生

コーディネーター・司会：津富 宏（静岡県立大学）

リカバリーとは、アルコール乱用や薬物依存、精神疾患、さまざまな被害体験などからの、当事者主体の回復を表す概念である。本テーマセッションでは、この「リカバリー」概念を手掛かりに、さまざまな角度から、犯罪者の更生に接近している話題提供者の主張が、いかに交錯しあっているかを深めつつ、この枠組みの犯罪者更生への適用が何を意味するかを論じてみたい。

1 精神保健福祉におけるリカバリー概念と、犯罪学への示唆

深谷 裕（北九州市立大学）

「リカバリー」とは、精神障害をもつ人たちが、それぞれの自己実現や自分が求める生き方を主体的に追求するプロセスであり、世界の精神保健関係者から注目される支援目標となっている。「リカバリー」には、“希望” “エンパワメント” “自己責任” “生活の中の有意義な役割”という4つの段階があると言われているが、これらを鍵に、「リカバリー」概念を犯罪者更生に適用することの意味を検討する。

2 虐待などの被害体験を持つ非行少年のリカバリーとは

吉永 千恵子（東京少年鑑別所）

少年院収容者の約半数が何らかの被虐待体験を持つという調査結果がある。虐げられて育った子供は自分も他人も大切にするということを知らず、他者の権利を侵害し、また自分を傷つけていく。被害者が加害者になり次の被害者を生む痛ましい被害の連鎖をくいとめるために、彼らの真の回復を援助する必要があるが、そこにはどのような問題があるか、この機会に整理し論じたい。

3 保護観察対象者にレジリエンスを探したい

寺戸 亮二（京都保護観察所）

保護観察対象者の改善更生を図るために、処遇者はその特性・気質、家族、地域のレベルで、再犯に直結する急性リスク等を検討し、リスクが認められる場合、指導を強化すべきであるが、そうでない場合は、検討の中で認められる問題点に向かって対決するというよりも、その問題点をどうしたらストレングスに変えられるのかを検討し、指導・支援を行う。処遇の過程で、対象者にレジリエンスのようなものが見られる場合もある。

4 リカバリー概念に立つ矯正教育

品田 秀樹（新潟少年学院）

精神科リハビリテーションでは、患者さんを病院から地域へ戻していく、治療から回復へという取組が成果を上げています。更生とは、人間らしく生きる全人間的復権です。矯正施設から社会復帰していく人たちにはどんな支援の在り方が有効なのでしょうか。精神科リハビリテーション技法のSSTが、矯正教育に取り入れられてから今までを振り返り、矯正教育でのリカバリーについて考えてみたいと思います。

2日(土)

13:50-16:50

テーマセッションB

34号館3階16番教室

裁判員制度の導入に伴う「処遇」の動向

コーディネーター・司会：久保 貴（関東地方更生保護委員会）

裁判員制度が開始されて1年が経過した。その判決において、刑執行猶予判決における保護観察の活用や刑事施設に収容中に行うべき処遇の内容など裁判確定後の処遇に言及されることも多く、（刑名や刑期など狭義の意味での）量刑だけではなく、裁判確定後に実施される処遇の内容についても、関心が寄せられていることから、裁判確定後の処遇に焦点を当てて、現行の処遇内容を検討し、今後の処遇の動向についても議論をしたい。

1 裁判員制度と犯罪者処遇—刑事法の立場から—

太田 達也（慶應義塾大学）

裁判員制度の意義や特質、裁判員制度を取り巻く社会環境や実務の影響に関する考察を通じ、今後の犯罪者処遇のあるべき姿について検討を加える。

2 裁判員制度の刑事司法制度へのインパクト—刑事訴訟法の立場から—

平山 真理（白鷗大学）

裁判員制度は刑事手続全体にどのような影響を与えたのかという点について、様々な観点から議論したい。まずは、この制度の半年前に導入された被害者参加制度との（考え得る）相乗効果についても論じたい。さらに、裁判員裁判の大きな影響として性犯罪事件の量刑が重くなっていることがこれまでのところ見受けられる。これはとくに性犯罪事件の従来の量刑は市民感覚との間に「ズレ」があったということなのだろうか。また、この傾向が将来のわが国の性犯罪対策に与え得る影響についても議論したい。

3 施設内処遇の現状と課題

永石 聰（小田原少年院）

市民に開かれた刑事司法の一環として裁判員制度が開始されて1年が経過したが、裁判の過程で矯正施設における処遇の内容にも大きな关心が寄せられている。本報告においては、刑事施設及び少年院における最近の処遇の動向、各種の処遇プログラムや被害者の視点を取り入れた処遇等についての情報を提供したい。

4 保護観察処遇の現状について

大塙 玲子（横浜保護観察所）

犯罪は、裁判では完結しない。裁判員裁判は、もとより自明の、この事実をあからさまに社会に示したように思う。裁判員裁判では、社会の中で犯罪を犯し、そして、社会の中で「裁判後」を生きていく犯罪者の來し方行く末に思いを馳せ、社会内処遇への期待が付された判決が少なくない。「裁判後」の更生過程に関わる保護観察処遇の現状について報告する。

2日(土)

13:50—16:50

テーマセッションC

34号館3階3番教室

犯罪からの子どもの安全

コーディネーター・司会：齊藤 知範（科学警察研究所）

昨今、子どもを狙う犯罪をめぐって、全国的にさまざまな対策が講じられている。本企画では、同一地域を対象として実施した調査（小学生を対象とする被害調査、保護者の不安や防犯行動に関する調査、住民の地域防犯活動や住民意識に関する調査）の結果を重ね合わせ、国勢調査等の分析から明らかになった社会地区特性に関する知見をふまえた考察を加えたい。さまざまな角度から、子どもの安全対策の手がかりとなる活発な議論ができれば幸いである。

1 地域社会と子供の防犯—都市社会学の観点から

浅川 達人（明治学院大学）

住民の年齢層、出身地、学歴、職業などの属性は、地域によって大きく異なっていることから、我々は多様な地域社会のなかで生活をしていることがわかる。したがって、防犯活動についても、地域特性に応じた活動が模索されしかるべきである。本報告では、都市社会学において蓄積されてきた社会地区分析の成果をふまえて、地域特性に応じた、オーダーメイドの、子どもの安全をめぐる防犯活動の提案の可能性について検討する。

2 子どもの屋外行動と被害実態

菊池 城治（科学警察研究所）

学校外において、子どもたちの多様な日常生活が存在する。そのなかで、公共空間での被害発生はどのように捉えることができるであろうか。子どもの安全確保のための対策や議論の土台となるのは、子どもの被害実態の把握にほかならない。都市郊外地区（つくば市）で実施した小学生対象の被害調査にもとづいて、被害の実態を多角的に検討する。

3 保護者の防犯対策と子どもの地域での過ごし方

齊藤 知範（科学警察研究所）

保護者は子どもの被害リスクをどのように捉えており、どのような形で防犯対策を講じているのだろうか。つくば市における小学生対象の被害調査と同時に実施された保護者の不安や防犯行動に関する調査データの分析とともに、不安やリスク認知の問題が子どもの地域での過ごし方や家庭における防犯教育にどういった形で反映されているかを明らかにし、子どもの防犯をめぐる家庭と地域の役割について考察する。

4 防犯活動に対する住民の認識—心理学的観点から

芝田 征司（相模女子大学）

地域住民を主体とする防犯活動では、人的資源が足りない、活動資金が足りないといった問題の他、防犯活動の効果がすぐには実感されにくく活動への動機づけが維持しにくい、自分たちの地域にどのような防犯活動が必要なのかがわからないなど、いくつもの問題が報告されている。つくば市の複数地域の住民を対象として実施した調査データの計量的分析をもとに、各地域の特性と様々な防犯活動の有効性評価、住民の防犯活動に対する認識、参加態度などの関係について報告する。

2日(土)

13:50—16:50

テーマセッションD

34号館3階5番教室(法廷教室)

裁判員制度と性暴力被害者の人権

—性暴力被害者が安心して利用しやすい司法制度の整備—

コーディネーター・司会：矢作由美子(立教大学)

性暴力事件を対象とした裁判員裁判は、2009年9月の青森地裁に始まり、2010年4月末までに58件と、予想以上に対象件数が増えている。当初は、裁判員の選任過程のみならず、裁判の過程において、性暴力被害者へのプライバシー保護が十分保障されないのではないかと危惧されてきた。審理中のプライバシー保護については、新聞等の情報を分析してみると、一定の改善がみられた。その一方で、性犯罪被害者への法的支援について見ると、裁判員制度の問題点が顕在化してきた面もある。

本セッションにおいては、今後の本格的な議論をするために、どうしたら、よりよい司法制度にできるかを展望する。そのために、以下の4名のパネリストにご報告していただく予定である。また、討論の際には、現場からの声として、司法担当記者であるNHKの石崎理恵氏と日本テレビの森田陽子氏に、そして、支援弁護士の経験を持つ望月晶子氏(東京弁護士会)に、補足的にお話しいただく。なお、被害当事者も参加することが予想されるので、ケースの紹介等の際には、プライバシーの問題に十分配慮する。当日は、国士館大学のご厚意により裁判員裁判を想定した『法廷教室』を使用する。

1. 性犯罪被害者への法的支援から見た裁判員制度の問題点

番 敦子(弁護士)

番氏には、性犯罪被害者にとって、刑事司法の適用をうけるハードルは高く、告訴が正式に受理されるとは限らない。また、精神的被害によって、捜査に耐えられない状況に陥っている被害者も多い。刑事事件となり、刑事裁判が行われる場合には、被害者のプライバシーの保護と精神的負担の軽減が重要な注意点となる。この観点から、裁判員裁判における性犯罪被害者の問題について触れながら、ご報告頂く予定である。

2. フランスにおける強姦罪の規定

金塚 彩乃(弁護士)

金塚氏には、わが国の制度の基礎となる外国の法制度を展望することは、現在の課題を検討する際に必要であることから、フランスにおける性犯罪の刑法典上の位置づけ、強姦罪、その他の性犯罪規定、並びに刑事訴訟手続などに触れながら、ご報告頂く予定である。

3. 子どもや女性に対する性暴力対応の国際的動向と日本の課題

柳本 祐加子(中京大学法科大学院)

柳本氏からは、国連やヨーロッパの立法動向を見据えながら、日本の法制度が有する改善課題を指摘してもらう。特に、国連や欧州評議会のこれまでの女性に対する暴力、子どもに対する性暴力に関する取組みなどについて触れながら、ご報告頂く予定である。

4. 性犯罪被害者をめぐる問題点とその解決策の検討

上野 芳久(関東学院大学法科大学院)

上野会員からは、各報告で指摘された問題点について、刑事訴訟法(手続)、刑法(犯罪)の解釈・立法論として、どんな解決策があるかを検討してもらう。その際、裁判員・告訴・被害者参加などの制度趣旨、犯罪規定の妥当性、加害者との関係、新たな防止策などについても触れながら、ご報告頂く予定である。

2日(土)

13:50—16:50

テーマセッションE

34号館3階4番教室

新しい施設処遇の意義と展望

—第1号PFI刑務所美祢社会復帰促進センターに関する調査を通して見えてくるもの—

コーディネーター・司会：矢野 恵美（琉球大学）

新しい刑事施設の形として、官民協働、地域との共生、改善更生・社会復帰のための様々な職業訓練・教育の実施等のコンセプトの下に PFI 方式の刑務所（以下 PFI 刑務所）を導入することが決定され、その第 1 号である美祢社会復帰促進センターが開所して 3 年が経過した。本セッションのメンバーは、2010 年 1 月より、近隣住民、官民職員、受刑者を対象に美祢社会復帰促進センターに関する質問紙調査を行い、PFI 方式の刑務所に関する評価研究を試みた。本セッションでは、そもそも日本の PFI 方式の刑務所はどのような理念、経緯の下で導入されたのかを確認し、上記調査の結果の一部を検討することによって、PFI 刑務所のみならず、今後の刑事施設のありかたについて考えてみたい。

1 PFI 刑務所設立コンセプトから

手塚 文哉（府中刑務所）

美祢社会復帰促進センターが開設されてから 3 年が経過したが、日本で初めての刑務所 PFI 事業が矯正にとって有益であったのか、社会復帰促進センターとしての機能を果たしているのかを検討する必要がある。そこで本発表では、まず、設立時の社会的背景や真の設置目的を通して、そこから生まれた基本理念である「官民協働の運営」「地域との共生」「人材の再生」がどのように実現できたのか、あるいは変化したのかを検証する。また、これを通して、将来の刑事施設の在り方を模索する。

2 國際比較の観点から

吉野 智（黒羽刑務所）

日本に PFI 刑務所を導入するにあたっては、英米、ヨーロッパの状況を研究、検討した上で、現在の形式に決定された。現在の形式に決定されるまでの経緯、他国における問題点を踏まえて日本が独自に採用したもの等を改めて検証し、開所から 3 年が経過した今、新たに見えてきた課題を考察する。

3 美祢市市民調査から

上瀬 由美子（立正大学）

本報告では、2010 年に実施した美祢社会復帰促進センターに関する調査のうち、近隣住民への質問紙調査の結果を報告する。近隣地区全世帯の世帯主と配偶者に調査票を配布した（回収率 40%）。分析の結果、センターに対する近隣住民の抵抗感は、開設から 3 年を経て全体として低減していることが明らかとなった。発表では、センターに対する態度の地域差や属性分析の結果を示すとともに、センターへの抵抗感やリスク認知の背景について考察する。

4 美祢社会復帰促進センター調査から

矢野 恵美（琉球大学）

齋藤 実（弁護士）

本報告では、2010 年に実施した美祢社会復帰促進センターに関する調査のうち、被害者問題に関する質問項目について、市民、職員、受刑者の回答を横断的に比較し、市民、職員のもつイメージと受刑者本人の回答との差異を考察する。また、PFI 方式の刑務所に対する受刑者の理解度、評価を考察する。これらの結果を通して、PFI 方式の刑務所の課題、刑事施設のありかたについても考えたい。

2日(土)

13:50—16:50

テーマセッションF

34号館3階14番教室

高齢・障害のある刑務所出所者等に対する 社会復帰支援の課題と展望

コーディネーター・司会：石川 正興（早稲田大学）

2009年7月から地域生活定着支援事業が開始された。本事業の屋台骨を支えるのは、社会福祉政策を担う厚労省所管の下、各都道府県に新設される「地域生活定着支援センター」である。当センターは、刑事政策を担う法務省所管の矯正・保護関連施設や既存の社会福祉諸機関と連携を取りつつ、高齢者や障害のある出所者の地域社会への定着を支援する。「タテ割り型」システムの壁を超え「ヨコ割り型」のシステムを目指す本事業は、行政の新たなあり方を示すものであるが、その設置・運営には幾多の障害・難問があると聞く。本テーマセッションでは、センターの担当者の方をお招きし、設置・運営上の問題点や課題をご指摘いただき、刑事政策と社会福祉政策との架橋を目指す「ヨコ割り型」行政システムの将来を展望する。

1 地域生活定着支援事業の概要について

田中 大輔（保護局更生保護振興課）

昨年度から始まった社会福祉政策と刑事政策の連携施策は、まさに画期的な出来事であった。福祉への円滑な橋渡しのために、福祉スタッフの配置が行われている刑事施設や更生保護施設もあるが、よりよい連携のためには、まず、各々の分野が互いに理解を深めることが不可欠である。当職においては、この契機となる地域生活定着支援事業の概要として、保護観察所による「特別調整」と、「地域生活定着支援センター」が担う業務内容を紹介する。

2 地域生活定着支援センター設置の経緯と意義

酒井 龍彦（長崎県地域生活定着支援センター）

罪を犯した高齢・障害者など、いわゆる「社会的弱者」と言われる多くの出所者が満期出所となり、「タテ割り型」社会の中で再犯を繰り返すケースが増えている。この状況を受け、地域生活定着支援センターによる福祉的支援が開始されたが、改めてわが国のセーフティーネットの未熟さ、タテ割り行政の弊害、地域間の温度差と格差、ネットワーク支援の必要等を痛感させられる。センターの業務は、単なる出所者支援ではなく、支援を通じた地域のセーフティーネット構築を通して制度の隙間を埋めることによる「ヨコ割り型」社会への転換への契機になると考える。

3 地域生活定着支援センター運営上の課題について

鶴田 安弘（静岡県地域生活定着支援センター）

福祉の側の隙間から落ちた人達が刑務所に入っている現状がある。その中で当事業が負の連鎖を断ち切るべく期待されているわけだが、刑務所等から地域へと繋ぐ際の援護の実施者（福祉サービスを決定する市町村）の確定、一時帰住場所の確保など、壁はまだまだ高く、計らずも私たちが隙間を作ってしまいそうな苦しい状態もある。これまでの実践から当事業における課題を抽出し、皆さんと解決に向けた知恵が出しあえれば幸いである。

4 連携支援のための仕組みづくりについて

関口 清美（とちぎ地域生活定着支援センター）

当センターは、支援対象者一人ひとりを「権利擁護の視点」と「ケアマネジメントの手法」により地域社会の関係者・機関と連携協力しながら支援し、その積み重ねによって「だれもがその人らしい暮らしができる福祉社会の実現」を目指している。今回は、こうした栃木県における連携支援のための重層的な仕組みづくりについてご報告したい。

5 地域生活定着支援センターの運営状況と今後の課題

立岡 学（宮城県地域生活定着支援センター）

センター開所から5ヶ月となる平成22年6月現在の状況は、特別調整1件、生活環境の調整1件、満期出所した高齢・障害者の相談支援3件である。まだ終了案件はないが、順調に支援ができているかと思う一方、相談支援業務のあり方が課題となっている。当センターは当事者と契約書を締結し、支援した段階で相談支援業務の件数と数えているほか、電話での相談等は「他の相談支援業務」として数えることで対応しているが、業務の内容が不明確なため、内容を明確化するなどの対策が望まれる。

6 地域生活定着支援センターと刑事施設の連携および課題

吉田 香里（宮城県地域生活定着支援センター）

刑事施設で刑期を満了し社会に戻ることになったならば、三つの責任を果たさなければならない。第一は「罪を繰り返さないこと」、第二に「できる限りの賠償をすること」、第三は必要とする人がいたならば「自分の犯した罪についてきちんと説明すること」である。たとえ高齢者・障害者であっても、罪を犯したならばこの責任を果たし、人としての尊厳を発揮できる最低限の環境を整えるサポートが必要である。こうした責任を十分に果たせる環境を構築するための、地域生活定着支援センターと刑事施設の連携のあり方について話題提供できればと思う。

7 刑事政策と社会福祉政策の連携の展望

宍倉 悠太（早稲田大学）

地域生活定着支援センターの全国設置が開始され、1年あまりが経った。これまでに長崎・静岡・栃木・宮城の4県のセンターを訪問したが、地域の特性に応じた設置経緯、コスト面や人材面からの運営上の問題、矯正保護との連携上の障壁など、様々な話題に触れる機会を得られたと思う。本セッションでは、センターを実際に訪問して感じたことや考えたことについて、第三者の視点からの率直な感想をお話したい。

3日(日)

10:00—12:30

自由報告C

34号館3階14番教室

司会：小長井賀與（立教大学）
細井洋子（東洋大学）

C1 被害者と加害者の関係性—被害者インタビュー調査から見えてきたもの—

○平山 真理（白鷗大学）
西村 春夫（東洋大学）

本報告は刑務所や少年院に出向いて講話やグループワーク活動をしている犯罪被害者を主な対象とし、その活動形態、動機を調査する中で、a. 調査時点における加害者、あるいは対加害者関係の認知、b. 対加害者関係の将来に向けての展望的期待（無関係の関係を含む）など、についても調査したものであり、その結果を報告する。かかる関係性の認識が被害者の回復過程や社会参加にどのように影響するか、別の資料も交えて考察する。

C2 犯罪被害者から見た加害者との関係性の断面

○辰野 文理（国士館大学）
小柳 武（常磐大学）
西村 春夫（東洋大学）

刑務所や少年院に出向いて講話などの活動をしている犯罪被害者を主な対象とし、その活動形態、動機等の調査を行った（N=40）。本報告では、調査項目の中から、a. 活動の目的・動機、b.（調査時点における）被害者の加害者に対する認知、c. 対加害者関係の将来展望（無関係の関係を含む）に関する回答をもとに、被害者の抱く被害者-加害者関係を分析・分類した結果について報告を行う。

C3 「困難を抱える若者」のキャリア教育

—高卒フリーター調査からみえる「職業補導」の有効性と課題—
古賀 正義（中央大学）

若者サポートステーションが、少年鑑別所で出前講座を行ったことが話題となった（読売2010.0630）。退所後の就労が再非行率に影響することは再三指摘されており、学習意欲の喚起を主たる目的としてきた「職業補導」にもキャリア教育の効用を求める声が強まっている。院生と類似した環境にある、底辺高校卒業生への卒業後継続聞き取り調査（2004-08）の結果から、困難を抱える少年に必要とされる就労支援の実際を検討したい。

C4 テンニースの犯罪社会学

山本 功（淑徳大学）

テンニースは社会学史上欠かせない社会学者であり、主著『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』は著名である。他方、彼の名が犯罪社会学の文脈で言及されることは皆無に近かった。テンニースの犯罪研究のいくつかは我が国でも紹介されていたが、犯罪社会学的な位置づけがなされていたとは言い難い。この報告では、テンニースの犯罪研究を、犯罪社会学史上に位置づけることを試みる。

3日(日)

10:00—12:30

自由報告D

34号館3階15番教室

司会：大場 玲子（横浜保護観察所）
後藤 弘子（千葉大学）

D1 社会内処遇の新たな方向性—薬物事犯者を中心に—

丸山 泰弘（龍谷大学）

積極的な指導監督が望まれつつある保護観察制度は、「厳罰化」につながることが懸念される。重大な犯罪を行った者への仮釈放許可の困難化といった「重罰化」だけでなく、いわゆる軽微な犯罪であっても、危険要因として監視機能を重視する「必罰化」傾向が見られる。これらは、更生保護の分野にも少なからず影響を与える可能性がある。そこで、本報告では薬物事犯者を中心として「必罰化」の観点からその問題点の検討を試みる。

D2 問題飲酒対象者の処遇上の留意すべき観点

寺戸 亮二（京都保護観察所）

保護観察対象者のうち、問題飲酒対象者の類型に認定される比率が、近年上昇傾向にあり、またこれまでその処遇の困難さについて指摘されてきたものの、その実情は必ずしも十分明らかになっていなかった。そこで、本報告では、問題飲酒対象者の保護観察処遇に資するべく、対象調査の統計分析結果を踏まえ、彼らの抱える問題点と共に、断酒持続を可能とする要因等についても検討する。

D3 高齢犯罪者・触法障害者の社会復帰と福祉的措置の必要性

古川 隆司（追手門学院大学）

本報告は地域生活定着支援事業を中心に、高齢犯罪者・触法障害者（以下、高齢・障害犯罪者）の「福祉的措置の必要性」について考察・課題提起する。高齢・障害犯罪者の釈放時・社会復帰に関して社会福祉と矯正・保護の関係職へヒアリング調査を実施、現状分析を行い、これらの福祉的措置の必要性をめぐる相違点・社会復帰支援における課題を明らかにする。

3日(日)

13:50—17:20

シンポジウム

34号館3階1番教室

貧困と非行
—その現代日本の意味と対策—

コーディネーター・司会 : 原田 豊 (科学警察研究所)

指定討論者 : 岡邊 健 (科学警察研究所)

浜井 浩一 (龍谷大学)

近年、わが国の経済的停滞などに伴って、貧困問題が若い世代の健全な成長に深刻な影響を及ぼす懸念が高まっている。そこで、本シンポジウムでは、現在から近未来にかけてのわが国で、子どもや若者たちがどのような形で貧困問題に直面し、そのことがどのような形で彼らの非行や問題行動に影響すると考えられるかを、貧困問題を取り組む第一線の研究者・実務家と、犯罪・非行問題の研究者・実務家との議論を通して検討したい。

1 貧困と犯罪（非行）に関する社会学的研究の観点から

津島 昌寛 (龍谷大学)

貧困は犯罪（非行）を引き起こすのか。貧困と犯罪（非行）の関連は、欧米を中心に多数の研究が蓄積されてきた。しかし、その結果は首尾一貫していない。貧困の個人にあたえる影響は、時代や地域、行為者の属性などによって異なってくると考えられる。貧困と犯罪（非行）の関連はそれだけ複雑であることを示していると言えよう。この報告では、ライフコースや社会関係資本など社会学的研究の視点を用いて、貧困と犯罪（非行）のつながりを多角的に明らかにしたい。

2 家庭環境と貧困の世代間連鎖の観点から

山野 良一 (千葉明徳短期大学)

非行臨床において、乳幼児期の貧困を問うとはどんな意味を持つのだろうか？乳幼児は、ポジティブな意味でもネガティブな意味でも、親たちの社会経済状況に影響を最も受けやすいとされる。ところが、社会的に脆弱な環境にある親たちの養育について、（少なくとも現代日本の状況においては）、実はわれわれは科学的な知見をほとんどもっていないのではないだろうか？低所得家庭における養育のあり方からこの問題を問うてみたい。

3 スクールソーシャルワークの観点から

野田 正人 (立命館大学)

スクールソーシャルワークは、自治体レベルの先行事例があるが、2008年度から文科省の事業として始まった。この業務は、学校を通して児童生徒の家庭をかいしま見ることになるため、貧困の影響を見ることが少なくない。その問題は、直接子どもとその進路選択に影響するだけでなく、保護者の子育て姿勢や学校などへの攻撃的な対応と、それを受けた学校の疲弊、関係機関の対応力の不足など複合的なものとなっている。

4 非行少年に対する矯正教育の観点から

小山 浩紀 (多摩少年院)

当院における最近の少年の特徴として、単親家庭の者が多く、疎外感・愛情飢餓感・低い自己イメージを紛らすために、せつな的な生活に至り、万引き等財産犯を敢行している。これら少年に対し、絆の回復・自尊感情の高揚・将来の目標設定・問題解決能力の向上を目指して当院で実施している矯正教育を概観するとともに、社会との連携を通じて、少年の社会適応と再非行防止を効果的なものとする方策の在り方について考察したい。

連絡事項

- * 大会参加費 会員および当日一般参加者 1000円(2日間有効)
学部学生の当日参加者 無 料
- * 勉観会費(2日(土)) 4000円
会場: 34号館10階スカラウンジ
大会会場フロアから直通のエレベータがあります。
- * 昼食 2日(土)、3日(日)両日ともにご注文をお受けしておりません。
2日(土)は、学内(地階)の食堂をご利用いただけます(11時~14時)。
3日(日)は、学内の食堂は営業しておりません。
- * 大会当日のコピーサービスはありません。
大会校も学会事務局とともにコピー依頼はお受け致しませんので、ご了承下さい。
- * クロークは設置致しません。
* 自家用車でのご来場はご遠慮下さい。
- * 喫煙に関して、国士館大学では現在、全館禁煙を実施しています。喫煙に際しましては、学内の指定された喫煙場所をご参照の上、ご利用下さいようお願いいたします。

国士館大学ホームページ

<http://www.kokushikan.ac.jp/index.html>

国士館大学世田谷キャンパス アクセスガイド

<http://www.kokushikan.ac.jp/access/setagaya.html>

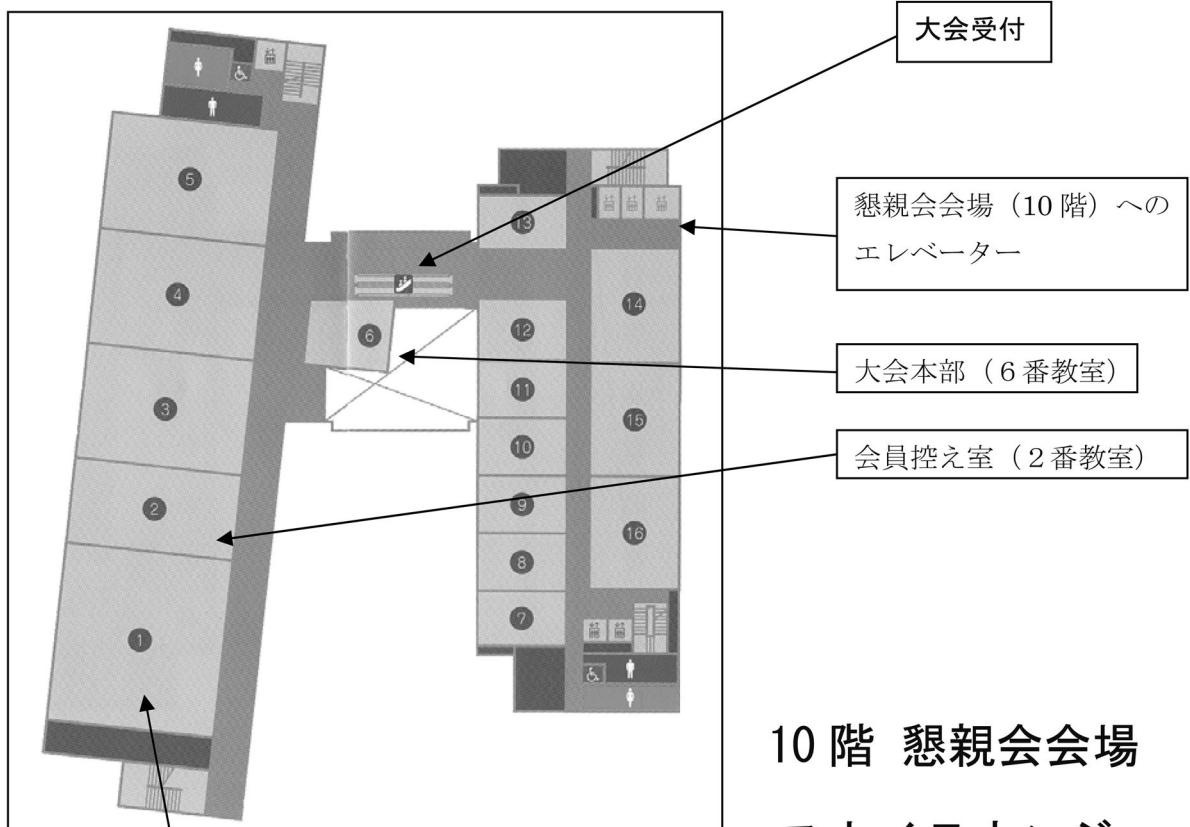
国士館大学世田谷キャンパス キャンパスマップ

http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/campus/052900_0117.html

会場案内図

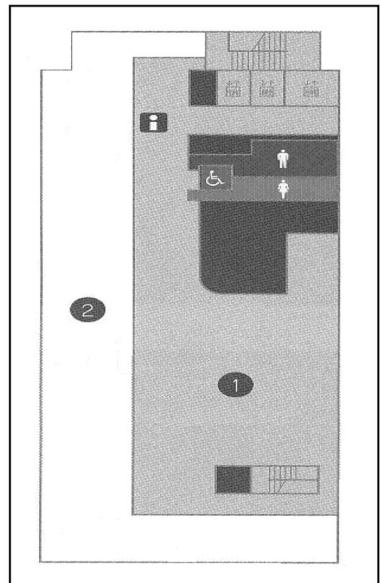
國士館大学 世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎（34号館）

3階 大会会場



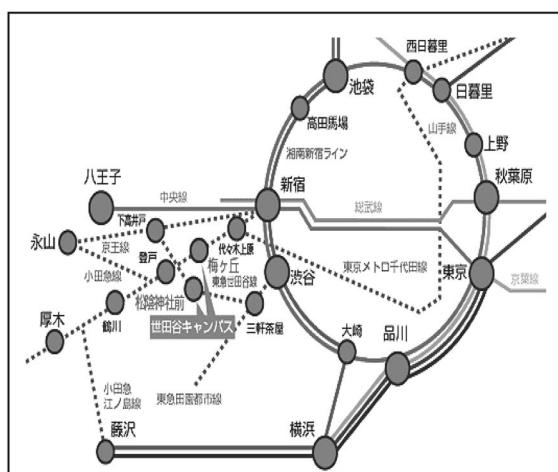
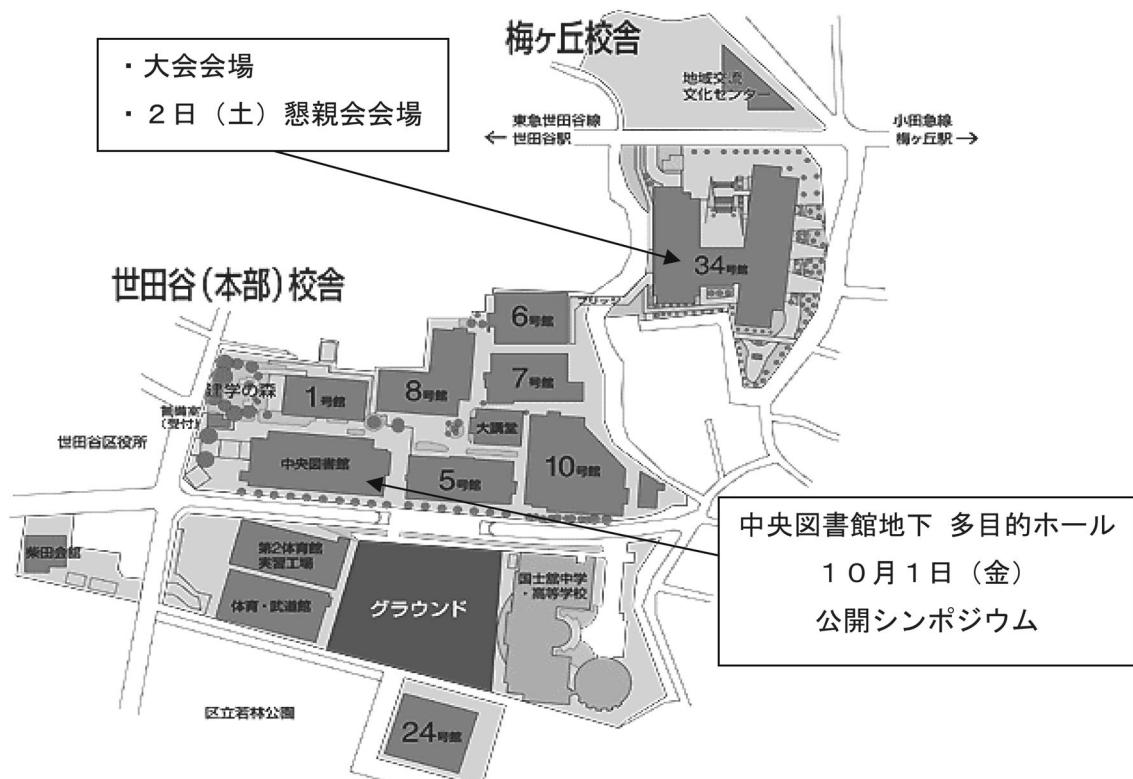
2日（土）総会
3日（日）シンポジウム
3日（日）閉会式

10階 懇親会会場 スカイラウンジ

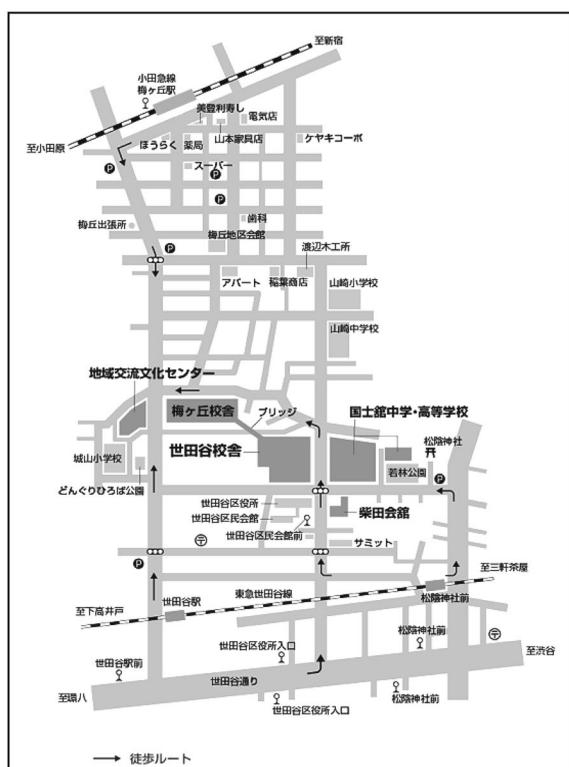


- 2日（土）の食堂は地下1階にあります。
- 2日（土）の懇親会は、大会会場（34号館）の10階（スカイラウンジ）で行われます。

キャンパスマップ・アクセスマップ



- 小田急線梅ヶ丘駅下車、徒歩9分
- 東急世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅下車、徒歩6分
- 渋谷駅南口バス乗場18番「世田谷区民会館行」バスで終点下車、徒歩1分



改訂版 犯罪、非行とはいつたい何か?

よくわかる

犯罪社会学

矢島正見
山本功
編著

社会の反応が犯罪を生んでいる?
社会学の視点から犯罪・非行をながめてみよう!
犯罪社会学の基本的な調査ノウハウまでよくわかる、授業
に使いやすい最適のテキスト!



- 本書の内容●
- 第一部 犯罪・非行って何ださう?
- 第二部 犯罪や非行をもうどりには?
- 第三部 誰でもよくわかる「犯罪社会学」入門



WAC編

定価 1,890円(税込)

がんばる地域の コミュニケーション・ビジネス

起業ワークショップのすすめ

細内信季 [編著] 定価 2100円(税込)

地域が元気になるコミュニケーション・ビジネスの
起業方法と支援方法がよくわかる!



学陽書房

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3
TEL.03-3261-1111 振替 00170-4-84240



リーダーが知つておくべき成功のポイント
定価 1,680円(税込)

田中尚輝
定価 1,575円(税込)

日本犯罪社会学会第1回奨励賞受賞作品

改訂版 犯罪被害者支援

アメリカ最前線の支援システム



新恵里
atarashi cri

アメリカ犯罪被害者センターの養成講座で学んだ著者が犯罪被害者支援のありかた、スタッフの養成などを具体的・実践的に報告。専門家必読。

改訂版の価格・頁数は未定です。
表丁も変更する予定です。



犯罪被害者センターの研修
で使用されているテキスト

近刊予告

現在の犯罪被害者支
援に関する制度・状況
などを加筆。

アメリカでは、
どうやって被害者の痛みを支えるのか?
犯罪大国アメリカから学ぶ。

真夜中でも15分以内にかけつける犯罪被害者センターのスタッフ。
ボランティアの条件は、絶対に秘密を守り、つねに被害者の味方であること。
被害者的人権と加害者の人権、どちらが大切か。
児童虐待事件専門ユニットの活躍。

米と糖尿病

日本人は炭水化物(糖質)を制限してはならない
お米(玄米)をたくさん食べる人は糖尿病にならない。
糖尿病歴20年の予防医学の研究者が、あらゆる文献を
読みあさり、実験を重ねてたどりついた驚くべき真実。

糖尿病を克服するには、運動と食事療法しかない。健康診断で高血糖を指摘された人は、からずそう言われる。だが、運動も食事療法も簡単ではない。いま話題になっている主食を食べない「糖質制限食」は、ストレスがたまるし、腎臓に負担をかける不安もある。日本人が昔から食べてきた「米を中心とした食事」こそが、科学的に効果が証明された安心できる食事療法。薬に頼らず、満足するまで食べて生きる方法なのだ。

刑事司法統計入門

浜井浩一／編著

『犯罪統計入門』待望の続編！

『犯罪白書』にはできない犯罪者処遇の実証的分析。裁判員時代の刑罰と更正を考える必読書。

龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第10巻 ● 31-100円 A5判 978-4-8355-1753-0

犯罪統計入門

浜井浩一／編著

犯罪現象理解の指南書！日本の治安は急速に悪化しつつあるのか？犯罪統計を読み解くと、治安の実態が見えてくる。

龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第4巻 ● 2940円 A5判 978-4-535-51461-4

刑務所の風景

社会を見つめる
刑務所モノグラフ

浜井浩一／編著

収容率11%、厳格化がもたらした刑務所の現実。

刑罰が、人や社会に何をもたらしているのかを追求する、日本初の刑務所モノグラフ！

● 1995円 四六判 978-4-535-58481-5

ドラッグの刑事規制

薬物問題への新たな法的アプローチ



金尚均／著

龍谷大学矯正・保護研究センター叢書 第2巻 ● 2940円 A5判 978-4-535-51688-5

法医鑑定と検死制度

福島至／編著

検死、司法解剖の現状と今後、刑事司法における鑑定のあり方について、医学者、刑事法学者、実務家の比較的的視点も交えた共同研究。

● 6000円 A5判 978-4-535-59119-6

日本の犯罪者処遇
を読み解く



日本評論社 <http://www.nippyo.co.jp/>

〒170-8474 東京都豊島区南大塚3-12-4
TEL:03-3987-8621 FAX:03-3987-8590

お求めはお近くの書店へ
書店がない場合は▶日本評論社サービスセンター
TEL:049-274-1780 FAX:049-274-1788

価格は税込

13桁の数字はISBN

龍谷大学矯正・保護研究センター叢書第11巻

発達障害と司法 —非行少年の処遇を中心に

浜井浩一・村井敏邦 編著

定価2500円+税

A5判・248頁 2010年3月刊

ISBN 978-4-87798-439-7

【目次】

- 第1部 発達障害の特徴
- 第2部 発達障害と裁判
- 第3部 発達障害をもつ非行少年の処遇



司法は発達障害と どう向き合うべきなのか？

—法学者、精神科医、心理学者、弁護士そして矯正保護・社会福祉の現場から、非行少年の処遇を通して、発達障害の理解、診断、処遇方法、更生などを考える。

少年法の理念

澤登俊雄・高内寿夫 編著



定価5000円+税
A5判・392頁 2010年4月刊
ISBN 978-4-87798-446-5

【目次】

- 第1部 総論：少年法の理念を問う
- 第2部 各論：少年法の新たな課題
- 第3部 座談会：現場の視点
・現場からの提言
【座談会1】被害者は少年手続に関与すべきか
【座談会2】少年の健全育成とは何か

2000年、2007年、2008年と度々改正されてきた少年法。

改正法内容などの分析を通じて、少年法の理念を再確認・再検討しながら、今後のあり方を考える論文集。

现代人文社

発売：大学図書

東京都新宿区四谷2-10 八ツ橋ビル7階
TEL 03-5379-0307 FAX 03-5379-5388
<http://www.genjin.jp> (Webから注文可)